

1970年代におけるフーコー権力論の転換

— 新自由主義的合理性における「真理の形成」—

藤 田 博 文

キーワード：新自由主義，自由主義，真理，競争構造，
自然的メカニズム

はじめに

第1章 フーコーの統治性研究における問題構成

第1節 フォーディズム的合理性とフーコー権力論
——N. フレイザーの論考を契機に

第2節 フーコーの統治性研究における問題構成
——統治を規則づけるものは何か

第2章 規律テクノロジー

——<<normation>>として機能する「真理」

第3章 統治性——「自由」のメカニズムにもとづいた「真理の形成」

第1節 「自然的」メカニズムにもとづいた「真理の形成」
——自由主義的合理性

第2節 競争構造にもとづいた「真理の形成」
——新自由主義的合理性

おわりに——「真理の政治学」の新たな展開に向けて

はじめに

1970年代は、グローバルな次元において社会構造が大きく転換した時期であった。今日の社会構造をつかむためには、この社会構造の「大転換

grande transformation」を理解することが、政治的実践においても社会理論においても最重要課題の一つになる。

この20世紀末の転換期は、新自由主義型の経済のグローバル化を制度的次元において準備した時期であり、その意味において、社会構造の転換、いわゆる蓄積体制の転換が引き起こされる契機となった時代であった。1960年代から1970年代にかけて、アメリカをはじめとする先進諸国の経済的衰退に拍車がかかり、それがブレトンウッズ体制を崩壊に導くとともに、この体制と強固に結びついていた戦後ケインズ主義的福祉国家の合理性が漸次的に切り崩され、その機能が縮小していくことになった。またその一方で、1970年代から1980年代にかけて、IMF体制によって制限されていた資本の移動が、アメリカやイギリスをはじめ先進諸国において、原則として自由化されることになった。このような20世紀末の転換期以降、新自由主義的合理性がグローバルな次元で展開していくなか、各国は、これまで実施してきた金融財政政策やそれと密接に結びついていた社会政策に対して大きな変更を迫られることになった。

このような1970年代の大きな転換期を契機にして、自由主義的合理性 *rationalité libérale* と新自由主義的合理性 *rationalité néolibérale* について、権力論、より正確に言えば統治性研究の観点から理解しようと試みた最も重要な研究者の一人として、フランスのM.フーコー（1926–84）を取りあげることができる。彼は、この転換期において、新自由主義の台頭に応答するように、自らの権力論を戦略的に転換していった。彼は、1975年から本格的に展開した、規律テクノロジーを中心にした権力分析を批判的に検討することによって、それを調整や生権力などの諸概念とともに、新たな統治性研究のなかに再編し、その成果を、1977年の研究休暇を経て、1978年と1979年のコレージュ・ド・フランスでの講義において展開した。1978年講義（『安全・領土・人口』¹⁾）では自由主義的統治術²⁾、1979年講義（『生政治の誕

1) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population. Cours au Collège de France (1977–*

生』³⁾では自由主義的統治術と新自由主義的統治術とが取り扱われており、それらのどちらもが一冊の単行本として結実しなかったものの、これらの講義録は、フーコーが現代史に取り組むことによって、自らの権力論を再編しようと試みた重要なテキストである。またこれらの講義録は、彼がこれまでの自らの権力論を反省的に捉え直していることから、彼の権力論の全体像を理解するためにも欠くことのできない重要なテキストである。

そこで本稿では、1978年講義録と1979年講義録を中心にして、フーコーが新たに展開しようと試みた統治性研究を取り扱うことにする。とはいえ、これらの講義において統治性という観点から明らかにした自由主義的合理性やその乗り越えである新自由主義的合理性についての綿密な考察は、次の論文の課題としたい。この小論においては、フーコーが1970年代に自らの権力論を展開する際に、彼の権力論における概念構成がどのように転換されたのか、さらに言えば、鍵となる概念、つまり「真理の形成」とその働きがどのように転換されたのかについて明らかにしたい。というのも、まさにこの点を明らかにすることこそが、彼が1978年以降に明らかにしようと試みた新自由主義的合理性についての根本的な理解を可能にするからである。したがって、この小論は、これまでのフーコー論において十分に解明されてこなかった、彼の理論編成の転換を取り扱うことによって、フーコー権力論の全体像を理解するための一つの理論的契機を明らかにしようとする試みである。

1978), éd. s. dir. F. Ewald et A. Fontana par M. Senellart, Paris: Seuil/Gallimard, 2004. (高桑和巳訳『安全・領土・人口——コレージュ・ド・フランス講義 1977-78年度』筑摩書房, 2007年)

- 2) 1978年講義では、自由主義的統治術だけではなく、統治性概念、司牧権力、そして国家理性もテーマとして取り扱われている。
- 3) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique. Cours au Collège de France (1978-1979)*, éd. s. dir. F. Ewald et A. Fontana par M. Senellart, Paris: Seuil/Gallimard, 2004. (慎改康之訳『生政治の誕生——コレージュ・ド・フランス講義 1978-79年度』筑摩書房, 2008年)

第1章 フーコーの統治性研究における問題構成

第1節 フォーディズム的合理性とフーコー権力論——N.フレイザーの論考を契機に

N.フレイザーは、2003年に発表された論文（2008年に加筆修正されて再録）⁴⁾において、フーコーの権力論を参照点としつつ、「フォーディズム的社会調整様式」から「ポストフォーディズム的社会調整様式」への社会構造の転換について考察した。その際に彼女は、フーコーを「フォーディズム的社会調整様式の大理論家」として位置づけた。彼女は、彼が1970年代に入り本格的に展開する一連の権力論や、1978年以降に展開する統治性研究が、今日的情況から見れば、経験論的観点から、「フォーディズム的社会調整様式」の理論化にとどまるものであると述べている。すなわち彼女は、フーコーを、一方では「フォーディズム的社会調整様式」が衰退した時期に、つまり「OECD諸国が、国家的ケインズ主義を下支えし、このように福祉国家を可能にしていた国際金融の枠組みであるブレトンウッズ体制を廃止した」⁵⁾時期に、また他方では、新たな社会調整様式が生まれつつある時期に、「フォーディズム的社会調整様式」において大いに機能した規律権力の論理を捉えた理論家であるとみなした。

フレイザーは、この「フォーディズム的社会調整様式」の決定的な特徴を3つあげている。まずはじめに、その特徴は、この社会調整様式において機能するフーコー的な規律権力が、フォーディズム的合理性にもとづいて、あ

4) N. Fraser, "From Discipline to Flexibilization? Rereading Foucault in the Shadow of Globalization," *Constellations*, 10(2), 2003. (高橋明史訳「規律訓練からフレキシビリゼーションへ? ——グローバル化の時代にフーコーを読む」『現代思想』31(16), 2003年). Reprinted in: *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Cambridge: Polity Press, 2008. (向山恭一訳『正義の秤——グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版社, 2013年) ——以下、この文献に関する注は、2008年版の情報を記す。

5) *Ibid.*, p.117 (160頁).

あらゆる社会領域を合理化しようと全体化していくというものである。次に、その特徴は、このフォーディズム的規律が、全体化するだけでなく、「国家的フレーム内での社会的凝縮social concentration」を生み出すというものである。つまり、これまで諸制度においてバラバラに機能していた規律が、フォーディズム的合理性のもとで、相互に密接に関連づけられ、再編されることになる。「社会的なものにおいては、労使関係、ソーシャルワーク、刑事裁判、公衆衛生、矯正、心理療法、結婚カウンセリング、そして教育という諸領域は、それら各々が共通の統治性の文法の上にそれら自身の特性を築く一方で、合理化する諸実践の同じ貯蔵庫から引き出し合うので、相互に浸透しうようになった」⁶⁾。また「すべてのケースにおいて、この社会的なものは、国民国家と相互に関連し合っている」⁷⁾。したがって、彼女によると、このフーコー的規律は、フォーディズム的合理性のもとではじめて、社会全体に毛細管状に張り巡らされつつ、あらゆる社会領域を合理的かつ横断的な仕方でも組織化していくことになった。そして最後に、その特徴は、このフォーディズム的合理性を担う主体が、「個人の自己調整individual self-regulation」として機能するというものである。この主体は、「外的権威に直接に従属させられている」主体ではなく、「内的自己統治の能力がある自己活動的な主体subjects」を指している。フォーディズム的規律は、このような「自己管理self-policing」の能力を持つ主体の形成を目指すことになる。もちろん、この「自律的な自己調整」の育成は、諸個人を統制するための手段であり、彼らを規格化normalizationすることに結びついている。その意味で、この育成は「個人を主体化subjectifyすること」を目指したものである。

フレイザーは、フーコーを、このような特徴をもつ「フォーディズム的社会調整様式」の理論家として位置づけるとともに、経験論的観点からは、彼の権力論を用いて、今日の体制を特徴づける「ポストフォーディズム的社会

6) *Ibid.*, p.121 (166頁).

7) *Ibid.*

調整様式」を捉えることができないと結論づけた。この新たな社会調整様式は、彼女によれば、次の3つの特徴をもっている。それは、端的に言えば、まずはじめに、「現代統治性の国境横断的性格」、次に、社会的なものの領域の解体傾向とその市場化・民営化、そして最後に、フォーディズム的調整が暗黙裏に志向していた「『人口すべて』の『全般的福祉』」の放棄、さらには「積極的に責任を担う主体agent」、言い換えれば「自分自身の人的資本を最大限有効に運用するための責任を負う」主体の形成と、そこから落ちこぼれた主体に対する「容赦のない抑圧」という特徴である。フーコーは、1984年に死去したため、もちろん彼女が定式化した1989年以降の新自由主義的グローバル化の構造を理論化することができなかった。とはいえ彼は、自らの規律分析の限界を認識しつつ、それを反省的に捉え直すことによって、1970年代の「大転換」、言い換えれば新自由主義的合理性の台頭に応答するように、自らの権力論を統治性研究へと練り上げていった。フーコーは決して「フォーディズム的社会調整様式」の住人ではなかった。このことは、T.レムケや土佐⁸⁾も認めている。レムケは、この点に関して次のように述べている。

ともかく、フーコーは、実際には、1970年代の前半において支配的な権力技術としての規律に向けられていたところの彼の分析の不適切さ、あるいは少なくともその限界性を認識していた。1970年代の半ばからは——最初の明らかな亀裂がフォーディズム的調整様式において表れたときから——、フーコーには、特に「節約的ではなく」かつ「古風な」権力の形態のように見えていた規律モデルからますます理論的に距離をとっていることを、私たちは認めることができる。この理論的転移の運動を補完するために、統治概念を中心にした新しい問題群が生まれるのである。⁹⁾

8) 土佐弘之「グローバルな統治性」『フーコーの後で——統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会、2007年を参照。

9) T. Lemke, "Comment on Nancy Fraser: Rereading Foucault in the Shadow of

フレイザーが、フーコーの1970年代の試みをフォーディズム的合理性に結びつけて考えていることは、現在性との関連において歴史を描くことを重視するフーコーを考慮すれば、もちろんある意味において正当性をもつものである。しかし彼の試みが、フォーディズム的合理性につながとめられたままであり、新たな合理性を分析するためには、経験論的観点において、その有効性を失っているとする彼女の認識は、正当性をもちえない。とはいえ、彼女の論考をフーコーのそれと重ね合わせて、逐一検討していくことは、生産的であるとは言えない。重要なことは、このようなフレイザーの現代史へのアプローチに触発を受けつつ、フーコー権力論における問題構成の転換の要を捉まえることである。

第2節 フーコーの統治性研究における問題構成——統治を規則づけるものは何か

フーコーは、1978年から取り組むことになる統治性研究において、統治実践に関する問題をどのように構成したのであろうか。

Globalization.” *Constellations*, 10(2), 2003, p.176. (高橋明史訳「ナンシー・フレイザーにたいするコメント」『現代思想』31(16), 2003年, 44頁) さらに、フーコーは1978年のインタビューで規律について次のように述べている。「権力を維持するためにとても有効であった規律は、その効果の一部を失ってしまいました。先進工業国においては、規律は危機をむかえています」(M. Foucault, <<La société disciplinaire en crise>>, in *Dits et écrits*, III, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, p.532. (『危機に立つ規律社会』『ミシェル・フーコー思考集成Ⅶ』筑摩書房, 2001年, 120頁))。さらに彼は次のように述べている。「近年、社会は変わり、また個人もまた変わりました。彼らは、ますます多彩で、独創的で、自立的になりました。規律に拘束されない人々のタイプが次第に増えており、それゆえ私たちは規律のない社会の発展を考えなくてはなりません。支配階級は、いつまでも古くからあるテクニクに凝り固まっています。しかし、私たちが将来、自分たちを今日の規律社会から引き離さなければならないことは、明らかであります」(*ibid.*, p.533, 120-1頁)。この引用箇所は、レムケも参照しており、規律に関わるフーコーの時代認識を理解するために重要である。この点に関して注意すべきことは、フーコーが自らの理論構成から規律概念を排除していないことである。1978年講義においては、彼の規律概念は、新たな統治術としての人口統治に結びつけられ、その下位において機能するものとして彼の理論構成のなかに位置づけられることになる。

フーコーの生涯を通じた統一的なテーマは、人間の「主体化—従属化 subjectivation」である。この主体化についてのテーマは、18世紀末に出現した「今日、私たちは何者か」という哲学的問いと結びついており¹⁰⁾、この主体化は、主体が実体substanceではなく、ひとつの形式formeであるという考え方を含意した概念である。要するに、これは人間をある種の主体の形式へと転換することを指している。彼は1979年に発表されたテキストにおいて主体性について次のように述べている。

アイデンティティを明確にすることは、60年代以降、学生たちの大きな政治的問題でありました。私は、60年代以降、主体性、アイデンティティ、個性が、重大な政治的問題を構成していると考えています。私の考えでは、アイデンティティや主体性を、政治的かつ社会的な諸要因によって左右されないであろう、根元的で自然的な要素として見なすのは、危険なことです。私たちは、精神分析者たちが取り扱っているタイプの主体性から自分たちを解放しなければなりません。私たちは、自分自身や自分の行いについてのある種の考え方に取りつかれています。私たちは、自分の主体性、自分の自分自身との関係を変えなければならないのです。¹¹⁾

このようにフーコーは、人間を、実体としてではなく、ある種の形式として捉まえようとした。つまり、彼は人間を主体化の様式のなかで捉まえようとしたのである。

10) M. Foucault, <<La technologie politique des individus>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994. (石田英敬訳「個人の政治テクノロジー」『ミシェル・フーコー思考集成X』筑摩書房, 2002年)と, M. Foucault, <<Qu'est-ce que les lumières ?>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994. (石田英敬訳「啓蒙とは何か」『ミシェル・フーコー思考集成X』筑摩書房, 2001年)を参照。

11) M. Foucault, <<Foucault étudie la raison d'État>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, pp.37-8. (坂本佳子訳「フーコー、国家理性を問う」『ミシェル・フーコー思考集成VIII』筑摩書房, 2001年, 187-8頁)

フーコーは、この主体化の様式を、ある種のタイプの「政治的合理性」を解明することを通じて、明らかにしようとした。さらに彼は、この「政治的合理性」の問題を、「統治性gouvernementalité」というテーマのもとで考察しようとした。

フーコーは、1979年講義の最終講義において、自らの統治性研究の第一命題を提示した。この命題は、統治実践が、ある種のタイプの合理性にもとづいて規則réglerづけられ、測定・評価mesurerされるというものである。この命題は、統治実践を規則づけているものは何かという問い、言い換えれば統治実践にとっての「規則づけの原理principe de réglage」とは何かという問いに結びついている。これは、フーコーの統治性研究を理解する上で、欠くことのできない決定的に重要な問いとして彼の問題構成のなかに位置づけられている。

フーコーによれば、この統治の規則づけのあり方について、18世紀以降、「重要な転換」が起こった。それは、宗教的テキストの合理性や主権者個人の合理性にもとづいて統治を規則づけることから、「統治されている人びとの合理性」、言い換えれば「利害関心の主体sujets d'intérêt」（「経済主体」）としての被統治者の合理性にもとづいて統治を規則づけることへの転換である。より詳しく言えば、これは、「語の一般的な意味での利害関心を満足させるために、諸個人がいくつかの手段を使用する、しかも彼らが望むようにそれらを使用する限りでのこの諸個人の合理性にもとづいて、統治を規則づけること」¹²⁾への転換である。このように、18世紀以降、被統治者の合理的行動こそが、統治にとっての「規則づけの原理」を構成することになる。

ところで、16-17世紀に現れる国家理性という考え方においては、統治実践は、「私こそが国家であるmoi, l'État」という「自分自身の支配力を最大化する主権者彼自身の合理性」にもとづいて規則づけられていた。もちろんこの合理性は、「力forcesの計算、諸関係の計算、富の計算、支配力puissanceの諸要因の計算」にもとづいていた。さらに、このような「無制限な目標」

12) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique, op.cit.*, p.316 (384頁).

をもつ国家理性（ポリス国家）を制限するために、その外部から「王国の基本法 *lois fondamentale du royaume*」, 「自然法や自然権に関する理論」, そして「契約に関する理論」などが探究されることになった。また、16世紀以前の中世における統治については、「統治する者における賢明さ *sagesse*」, すなわちその賢明さと結びついている「宗教的テキストの真理, 啓示の真理, 世界の秩序の真理」こそが、規則づけの原理としてみなされた。

18世紀以降、大きく転換することになる統治の規則づけのあり方、つまり被統治者の合理性こそが、統治にとっての「規則づけの原理」を構成するという規則づけのあり方について考えるとき、この規則づけに関わる最も重要な働きが、「真理の形成 *formation de la vérité*」である。というのも、真理こそが、統治実践を規則づけるからである。この真理とは、真なるものと偽なるもの、また正常なもの *le normal* と異常なもの *l'anormal* とを分割する基準 *étalon, critère*, すなわち規範 *la norme* を指す。18世紀以降の統治実践に即して言えば、真理は、価格（自然価格ないしは正常価格 *prix normal*）や、統計学的技術によって生み出される人口に固有の諸現象（「正常性 *normalités*」）などを指す。まさにこの真理こそが、統治実践を規則づける原理として、フーコーの問題構成の中心に据えられているのである。

では、この真理は何によって生み出されるのか。それは、上述した被統治者の合理性、すなわち諸個人の「自由」な活動を通じて形成される。この「自由」なるものは、もちろん純粹でむき出しの自由ではない。これは、ある種のタイプの合理性によって形式化された「自由」である。フーコーは、1979年講義において18世紀に現れる自由主義的合理性と、両大戦間期のドイツ¹³⁾に現れる新自由主義的合理性を取り扱っており、前者において「自由」は、「『自然的』メカニズム」（「自然発生的メカニズム」）にもとづい

13) フーコーは1979年講義において、ドイツの新自由主義だけでなく、フランスとアメリカの新自由主義も取り扱っている。フランスについては、新自由主義的政策の導入をめぐる議論について考察している。

て形式化され、後者において「自由」は、新自由主義的合理性に固有の「競争構造」にもとづいて形式化される。したがって、真理は、このように形式化された「自由」のメカニズムにもとづいて形成され、統治実践を規則づけることになる。

この真理を産出する「自然的」メカニズムや競争構造は、自然に存在するメカニズムではないし、もちろん放置されたものでもない。これらは、それぞれの統治実践に固有の介入の仕方でもって形成され、整備される。だから統治実践は、「自然的」メカニズムや競争構造を導くことを通じて、真理を形成しようと努める。したがって、フーコーが統治性研究において提起した問題構成を次のようにまとめることができる。18世紀以降に出現する統治実践は、諸主体の「自由」な活動のなかから形成される真理（規範）によって規則づけられ、測定・評価されるとともに、このように規則づけられた統治実践は、この統治の体制にとって最適な真理を形成するために、諸主体の「自由」な活動の領域やその諸条件に、直接的かつ間接的に介入することになる、と。この統治実践は、その中心的な機能として、もはや規律テクノロジーのように諸主体の「自由」な活動を制限しようとはせず、逆にそれを「自由」にさせようと努める。というのも、諸主体の活動を「自由」にさせることこそが、うまく統治するための原動力になるからである¹⁴⁾。

14) フーコーは、亡くなる2年前に発表した「主体と権力」において、統治の一般的な機能について次のように述べている。「統治は、合法的に構成された、政治的または経済的な従属形式を含むだけでなく、他の人々の活動の可能性に対して実行することを運命づけられた、多少ともよく考えられ、計算された活動様式をも含んでいる。この意味で、統治することは、他者の活動の可能な領域を構造化することである」(Michel Foucault, "The Subject and Power", in H.L.Dreyfus and P. Rabinow, *Michel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics*, 2nd ed., Chicago: The University of Chicago Press, 1983, p.221/<<Le sujet et le pouvoir>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, p.237. (山田徹郎訳「主体と権力」『ミシェル・フーコー 構造主義と解釈学を越えて』筑摩書房, 1996年, 301頁))。言い換えれば、「権力は自由な主体に対してだけ行使され、また自由な主体が自由である限りにおいてだけ行使される」(*ibid.*)。このように統治は、主体の「自由」な活動に依拠してはじめてうまく機能することができるのである。

フーコーは、このような問題構成のもとで、自由主義的合理性と新自由主義的合理性を解明しようと試みた。この問題構成を検討すればわかるように、統治実践と強く結びついたこの真理の形成こそが、自由主義的合理性であれ、新自由主義的合理性であれ、そして統治性の観点からフーコーが十分に展開しえなかった社会的自由主義的合理性であれ、ある種のタイプの合理性を保証する要になる。言い換えれば、真理が、いかなる場において、いかなる活動において、そしていかにして形成されるのかについて問うことは、ある種のタイプの合理性を根本的に特徴づけることになる。したがって、この真理の形成のあり方は、「真理の政治学」が展開される際の争点となり、その意味で政治的な賭金となるのである。

フーコーにとって「政治la politique」とは、まさにこのような政治的合理性を解明することであった。彼にとっての問題は、もはや伝統的な権力論の図式のなかで、権力と自由を単純に対立させることではなかった。彼にとっての問題は、ある種の「自由」、つまり統治の道具としての「自由」を産出している社会的メカニズムやその諸条件を、まさに合理性をもって明るみに出すことであった。だから権力を批判することは、政治的合理性を批判することであった。また、この政治的合理性の解明を通じてこそ、この合理性が要請する主体化の様式も明らかになる。彼が1980年代に取り組みことになる古典古代思想研究における「自己への配慮」（「自己の自己との関係」）の主題化も、この文脈のなかで捉まえられるべきであろう¹⁵⁾。まさに「問題にしなければならないのは、現在対峙している合理性の形式である」¹⁶⁾。彼は、

15) 拙稿「M. フーコーにおける『自己への配慮』——〈倫理-政治的〉な自律主体の形成を中心に」『社会学評論』第59巻第3号、2008年を参照。

16) M. Foucault, "Politics and Reason", in *Politics, Philosophy, Culture: Interviews and other writings of Michel Foucault, 1977-1984*, ed. L.D. Kitzman, London: Routledge, 1988, p.84 / <<"Omnes et singulatim": vers une critique de la raison politique>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, p.161. (北山晴一訳「全体的なもの個的なもの——政治的理性批判にむけて」『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ』筑摩書房、2001年、367頁)

もはやフォーディズム的合理性（網羅的な規律システム）のなかにとどまっていたとはいえない。

第2章 規律テクノロジー——<<normation>>として機能する「真理」

フーコーは、1978年講義を契機に、新たな権力論、いわゆる統治性研究を展開しはじめる。彼はこの講義において、これまで展開してきた権力論、特に規律テクノロジーに関する研究について、ある意味において「間違っていた」と指摘している¹⁷⁾。彼は、17世紀と18世紀の初頭に、主に学校、作業場、そして軍隊において開花し、そこから多くの制度において機能することになるこの規律を、監視と矯正のメカニズムとしてつかむことによって、それを諸個人すべてに対し網羅的に機能するとともに、個人の振る舞いの最も微細な要素にまで働きかける権力として描いた。しかしながら彼は、特に18世紀以降に機能する規律に関しては、それを「自由を著しく制限した」ものとして描いた点、さらにはそれを「ある人物に付与された特権」として描いた点に関して自己批判をした¹⁸⁾。また彼は、J. ベンサムが考案したあの有名なパノプティコン（一望監視施設、つまり「諸個人の網羅的な監視の形式」を備えた建築学的形象）を、施設の中心に据えられた主権者が、すべての個人に対してエコノミックに主権を行使しうる一望監視メカニズムとして描いたが、この網羅的監視という特徴に関して、それが「最も古い主権者の最も古い夢」であり、ある意味において「全くの時代遅れである」と自己批判をした¹⁹⁾。

このような反省的考察は、18世紀の西洋社会に新たに設置された「安全

17) フーコーが規律テクノロジーを展開したテキストは、例えば『監視することと処罰すること——監獄の誕生』、さらには『性の歴史1 知への意志』や1976年講義録『社会を防衛しなければならない』などであるが、後者2つのテキストについては、人口調整を機能とする権力（生権力）を提示していることから、そこに1978年以降に展開される統治性研究の萌芽を見出しうる。

18) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population*, *op.cit.*, p.50 (58-9頁).

19) *Ibid.*, p.68 (81頁).

装置dispositif de sécurité」(新たな統治テクノロジー)の機能という観点からなされた。この安全装置は、規律テクノロジーが自由を制限するという特徴をもつものに対して、フィジックなプロセス、つまり自然的プロセスを尊重すること、あるいはこう言ってよければ、統治実践の領域内部に「自由」を統合するという特徴をもつ。またこの安全装置は、規律が網羅的監視によってすべての個人を対象とするものに対して、人口に固有の現象を対象にするという特徴をもつ。このようにフーコーは、新たに見出した統治性という観点から、これまで展開してきた自らの権力論を再検討したのである。

規律は、自由を制限するテクノロジーである。フーコーは1978年講義において規律の特徴について次のように述べている。「規律は、定義上、あらゆるものを規制します。規律は何も逃れさせはしません。規律は放任しただけでなく、その原則とは、最も些細なことでさえも、それ自身に任せてはならないということです。規律に対する最も些細な違反は、それが些細であるだけにいっそうの入念さをもって見つけ出さなければなりません²⁰⁾。このように規律は、活動的な身体のどんなに些細なことでさえも、恒常的な監視システムのなかで、コントロールしようとする。また彼は、規律について大いに展開した『監視することと処罰すること——監獄の誕生』において、規律を、活動的な身体の可能な限り細部にまで「微細な強制権」を行使し²¹⁾、身体の力を恒常的に従属させ、「従順な身体」をつくり出す方法として捉えている。このような細部への専念を一つの重要な機能とする規律は、

20) *Ibid.*, p.47 (55頁)。

21) フーコーは、規律による活動的な身体の細部への働きかけについて次のように述べている。「コントロールの規模。つまり身体を、それが不可分な統一体であるかのように、かたまりとして、大ざっぱに取り扱うことが問題なのではなく、細部において身体に働きかけること、身体に対して微細な強制権を行使すること、運動、身振り、姿勢、速さというまさに力学の水準でこそ、拘束を確実に行うことが問題なのである。つまりこのことは活動的な身体に対する無限小な権力の問題なのである」(M. Foucault, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris: Gallimard, 1975, pp.138-9. (田村俊訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社, 1977年, 142頁))。

一種の「政治的解剖学」と結びついている。この政治的解剖学において規律は、いくつかの技術と結びつきつつ、一つの個別性individualitéをつくり出す。その技術とは、身体を空間の編成のなかに位置づけつつ、それを観察可能にするものであり（「空間の配分」）、身体の動き、ないしは身体と身振りとの関係や、身体と客体との関係を綿密にコントロールするものであり（「活動のコード化」）、時間の流れを調整された各段階に編成し、そこに身体を配置し、試験でもってその段階の終局とするものであり（「時間の累積」）、そして諸身体の力を計画的に組み合わせてその力を増大させるために、上の諸技術を用いて装置を構築するものである（「諸力の構成」）。このように規律は、さまざまな技術を活用しつつ、すべての個人の身体の細部にまで恒常的に働きかけることによって、身体の力をコントロールしていく。この意味において規律は、まさに自由の制限として機能する。

では、この規律を規則づけている規範（真理）は、どのような働きをするのであろうか。フーコーは1978年講義において、権力がもつ「正常化normalisation」という機能に着目し、規律を特徴づけるために「規律的正常化normalisation disciplinaire」という概念を提示した。彼は、規律における規範（真理）の位置づけとその機能について次のように述べている。

規律的正常化は、まずはじめに、あるモデル、つまりある結果を考慮して構築された最適なモデルを提示し、そして正常なものle normalはまさしく規範に合致しうるものであり、また異常なものl'anormalはそれに合致しえないものであるということから、規律的正常化の働きは、人々、身振り、行為を、このモデルに合致したものにするよう試みることにあります。言い換えれば、規律的正常化において根本的であつ基本的であるものは、正常なるものと異常なるものではなく、規範normeであります。つまり、規範のもともとの命令的な特徴が存在し、そしてまさにこの提示された規範との関係によってこそ、正常なるものと異常なるものとの決定と分割

が可能になるのです。²²⁾

このように規律的正常化は、まず出発点に規範（真理）のモデルが位置づけられ、そこから、正常なものと異常なものとの分割へと至るものとして、定式化されている。この規範（真理）は、自由主義的合理性や新自由主義的合理性のように、諸主体の「自由」な活動から、言い換えれば「自由」のメカニズムから形成されるようなものではない。だからフーコーは、この自由主義的合理性や新自由主義的合理性において機能する<<normalisation>>（「正常化」）と区別して、規律主義的合理性において機能する<<normation>>（「規範化」）²³⁾という概念を提示した²⁴⁾。したがって、この<<normation>>は、規律に固有の機能であるとともに、規律のまさに「規則づけの原理」を構成するという意味で、彼の規律テクノロジー論（規律主義的合理性）を理解する上で、欠くことのできない重要な概念になる。

最後に、この規律について一つ付け加えておくと、フーコーは、この<<normation>>の機能を提示する以前の『監視することと処罰すること』において、この機能を、「正常化権力 *pouvoir de normalisation*」や「規範の権力 *pouvoir de la Norme*」として定式化した²⁵⁾。規律において重要な役割を果たしているこの「正常化権力」は、正常なものと異常なものを分割するだけでなく、逸脱をなくすという矯正的功能（いわゆる「訓練」）をもっている。この矯正は、「褒賞—制裁 *gratification-sanction*」という2重システムにおいて機能することによって異常なものを正常なものへと導いていく。しかもこの正常化権力は、規律システムにおけるすべての個人を対象とし、すべての個人の正常化を目指す。彼が、規律という「個別化を行う権力」の端緒としてキリスト教文献のなかに見出した「司牧権力 *pouvoir pastoral*」の

22) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population*, op. cit., p.59 (71頁).

23) <<normation>>という語は、フーコーの造語。

24) *Ibid.*

25) M. Foucault, *Surveiller et punir*, op. cit., pp.180-6 (181-7頁).

機能に即して言えば、この正常化は、まさに「各人の救済」と結びついた「万人の救済」を目指すのである²⁶⁾。

第3章 統治性——「自由」のメカニズムにもとづいた「真理の形成」

第1節 「自然的」メカニズムにもとづいた「真理の形成」——自由主義的合理性

統治の規則づけの原理は、規律においては、<<normation>>の機能であった。この<<normation>>の機能は、規範（真理）としての最適なモデルがまず構築され、それを出発点として、すべての個人を対象にして身体の細部に働きかけつつ、正常なものと同様なものを分割するとともに、異常なものを正常なものへと矯正していくテクノロジーであった。統治を規則づけるこの<<normation>>の機能こそが、規律主義的合理性の要を構成するものであった。

フーコーは1978年以降、自らの権力論を再編し、統治性研究を展開した。彼は、この統治性研究において、18世紀以降の統治の規則づけの原理が、被統治者の合理性にもとづいて構成されることを明らかにした。より詳細に言えば、統治実践は、諸主体の「自由」な活動によって産出された真理にもとづいて規則づけられるとともに、この真理を基準に、この統治実践の有用性が測定・評価されるようになる。すなわち、彼の統治性研究においては、真理は、もはや構築された最適なモデルとして統治機能の出発点に位置づけられるのではなく、「自由」のメカニズムという動態から産出されるものとして位置づけられる。したがって、「自由」のメカニズムにもとづくこの「真理の形成」機能を捉えることは、フーコーの統治性研究を理解する上で、決定的に重要なことになる。

1978年と1979年の講義において、「真理の形成」は、主に「価格の形成」と「最適とみなされる平均値」の形成として考えられている。したがって自

26) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population*, op. cit., p.172 (209頁).

由主義的な統治実践は、18世紀以降に発展する政治経済学と統計学という知の形式と結びつきつつ、真理としての価格や最適とみなされる平均値によって規則づけられるとともに、この真理を基準にして、この統治実践の有用性が測定・評価されることになる。

では、このような自由主義的合理性において真理を形成するのものは何か。それは、交換メカニズムと結びついた「『自然的』メカニズム *mécanismes <<naturels>>*」(「自然発生的メカニズム *mécanismes spontanés*」)である。この「自然的」メカニズムが十分に機能するとき、真理の形成、すなわちある種の価格の形成が可能になる。この「自然的」メカニズムと真理の形成という2つの特徴をもった特権的な場所こそが、市場である。フーコーはこの市場の機能、つまり「自然的」メカニズムと真理の形成について次のように述べている。

このとき統治実践において、またそれと同時にこの統治実践についての熟考において発見されたこと、それは、価格が市場の自然的メカニズムに合致している限りで、その価格が、統治実践において間違いのない統治実践と間違った統治実践を識別することを可能にする真理基準 *étalon de vérité* を構成しようとする事なのです。言い換えれば、まさに市場の自然的メカニズムと自然価格の形成こそが、——それらにもとづいて、統治が行うこと、つまり統治が講じる措置や統治が課す規則を見るとき——統治実践を偽であるとしたり、真であるとしたりすることを可能にするのです。市場は、交換を通じて、それが生産、必要、供給、需要、価値、価格などを結びつけることを可能にする限りで、そうした意味において、真理形成の場所を、つまり統治実践にとっての、真であることや偽であることを審査する場所を構成するのです。²⁷⁾

27) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique, op.cit.*, pp.33-4 (40頁).

このように市場の「自然的」メカニズムを十分に機能させることが、真理基準としての最適な価格（『自然』価格prix <<naturel>>）や「正常価格prix normal」を形成し、それによって統治実践が規則づけられるとともに、その統治実践の真偽が測定・評価されることになる。自由主義的な統治実践は、もはや規律のように、最適な真理（規範）モデルを出発点にして自由を制限しようとはしない。この統治実践は、市場の「自然的」メカニズムを十分に働かせるままにすることによって、「規則règleや規範」としての真理基準を産出しようとする。真理は、まさに「自然的」メカニズムによって形式化された「自由」のメカニズムによってこそ産出されるのである。

この自由主義的な統治実践は、この真理基準にもとづいて、それが有用な統治であるのか、あるいは無用な統治であるのかを測定・評価する。すなわちこの統治実践は、「有用性の原理」にもとづいて、統治の介入が真であるのか、偽であるのかを測定・評価する。この「有用性の原理」は、「なすべきこととなすべからざることagenda / non agendaの分割」（J.ベンサム）、言い換えれば「介入しうる領域と介入しえない領域の間」の分割を打ち立てることになる。

市場の「自然的」メカニズムから産出された真理基準に規則づけられ、有用性の原理でもって機能する自由主義的な統治実践は、もはや国家理性を制限していたような根本的な法権利や根源的な法権利によって規則づけられない。この実践は、起源と結びついているような法権利によっては正当化されない。「どんな個人にも属する自然的ないし根源的な法権利」²⁸⁾に規則づけられた統治実践は、「主体における統治行為に服従しなければならない部分と、決定的にきっぱりと確保される自由の部分」²⁹⁾の間の分割、言い換えれば、主体における「絶対に確保される自由の部分と、強制されあるいは同意された服従の部分」³⁰⁾の間の分割を打ち立てる。これに対して、自由主義的な

28) *Ibid.*, pp.40-1 (49頁).

29) *Ibid.*, p.13 (15頁).

30) *Ibid.*

統治実践は、起源に由来するような根源的な法権利による正当性にもとづくのではなく、統治実践の諸効果を考慮した有用性にもとづく。したがって、自由主義的な統治実践にとっての問題は、もはや根源的な法権利に由来する自然権 *droits naturels* ではなく、統治が取り扱う対象に固有の、しかも尊重すべき「自然性 *naturalité*」（「自然 *nature*」）なのである。

自由主義的な統治実践は、「自由」のメカニズムを自らの領域内部に統合することによってこそ、うまくかつ有効に機能することができる。だから、この統治実践は、自由を生産し、運営しなければならない。より正確に言うると、自由でありうるためにその諸条件を運営しなければならない。フーコーは、この自由を運営する際に引き起こされる危険 *danger* やリスクを2つの次元において考察している。一つは、自由主義的合理性を担う利害関心 *intérêt* の主体（個別的利害関心や集団的利害関心の主体）が引き起こす危険であり³¹⁾、もう一つが、自由の生産・運営の「供給過剰プロセス」において引き起こされる「破壊的諸効果」というリスクである。自由主義的統治は、このような危険やリスクを陶冶し、運営していかなければならない。というのもこの統治は、体制にとっての最適な真理を産出するためにこそ、「自然的」メカニズムを充分かつ健全に機能させなければならないからである。

最後に、真理の形成のもう一つの側面である「最適とみなされる平均値」

31) フーコーは、自由主義の条件として機能する安全戦略について次のように述べている。「安全 *sécurité* の問題、つまり個人的な利害関心に対して集団的な利害関心を守ること。逆も同様です。つまり、集団的な利害関心に由来する、個人的な利害関心に対する侵害として現れうるであろうものすべてに対して、個人的な利害関心を守らなければなりません。さらに経済的プロセスの自由が、危険、つまり企業にとっての危険、労働者たちにとっての危険ではないようにしなければなりません。労働者たちの自由が、企業や生産にとっての危険になってはなりません。諸個人の偶発的な出来事 *accidents*、つまり人生において人にふりかかりうるあらゆることが、それが病気であれ、あるいはそれが、いずれにせよ起こるもの、つまり老化であれ、個人にとっても社会にとっても危険を構成してはなりません。要するに、このような要請すべてに対して、——利害関心のメカニズム *la mécanique des intérêts* が、個人に対してにせよ、集団に対してにせよ、危険を引き起こさないように気をつけること——いわば自由主義の裏面であり、また条件そのものである安全戦略は、対応しなければならないのです。」(*ibid.*, p.67 (80頁))

の形成について考察していきたい。フーコーはこれに関して1978年講義の安全装置についての考察のなかで取り扱っている。安全装置は、18世紀の西洋社会において、規律にかわる、統治性の本質的な技術的道具として設置された。この装置は、重農主義physiocratieという「経済的統治」のテクノロジーと結びつき、フィジックなプロセス、つまり自然的なプロセスに即すことによって、人々を人口という水準で調整しようとする統治形式である。すなわちこの装置は、人々を放任し、事物を起るにまかせ、そして事物をなるにまかせることによって (laisser faire, laisser passer, et laisser aller), 人口をうまくかつ有効に統治しようとする。そこでこの装置は、この時期に発展する統計学と接続することによって、「新たな政治的人物」である「人口主体sujet-population」を切り出し、人口に固有の諸現象、特にその諸現象の恒常性において現れる、人口固有の規則性régularitésを取り扱うことになる。

ここで着目すべきは、安全装置が備えている「正常化normalisation」の技術である。これは、規律主義的合理性において機能する<<normation>> (規範化) とはその機能を異にする。規律においては、まずその出発点にモデルとしての規範 (真理) があり、その規範にもとづいて正常なものと異常なものが分割される。これに対して安全装置においては、逆に、まず正常性normalitésが標定され、そこから規範 (真理) が演繹される。すなわち安全装置による正常化機能とは、統計技術によって得られた正常性、例えば、年齢、地域、職業などのカテゴリーにおいて得られたいくつかの正常性から、「最適とみなされる平均値」である最も好ましいfavorable正常曲線を演繹することによって、この正常曲線に、それから逸脱した好ましくない正常曲線を導こうとする操作である。したがって、この正常化は、自然的なプロセスに即すことによって、人口に固有の諸現象を捉え、そこから統治を規則づける真理を掴み、そしてこの真理基準としての「最適とみなされる平均値」(「最も好ましい正常曲線」) へと人口を導こうとする技術なのである。

この安全装置は、もはや規律のように「万人の救済」を目指さない。

このように自由主義的合理性において、統治実践を規則づける真理は、「自然的」メカニズムから形成される。この真理は、もはや規律のように、統治実践の出発点に規範モデルとして位置づけられてはいない。真理は、「自然的」メカニズムによって形式化された「自由」のメカニズムという動態のなかから産出されることになる。自由主義的な統治実践において重要なことは、規律のように自由を制限することではなく、「自由」を十分に機能させることである。

第2節 競争構造にもとづいた「真理の形成」——新自由主義的合理性

自由主義的合理性において、統治を規則づける真理を産出するものは、「自然的」メカニズムという動態であった。そこで、自由主義的な統治実践は、体制にとって最適な真理を産出するために、この「自由」のメカニズムを自らに固有の仕方でもって運営することになる。ところが、この自由主義的合理性は、19世紀にはこのメカニズムの限界を見せはじめ、1870年代の大恐慌を契機に、自由主義的統治は、それが引き起こしたさまざまな社会・経済問題に取り組むために、経済プロセスに積極的に介入するようになった。それ以降、統治実践は「経済政策的実験の時代」へと転換していった。このような介入主義的な統治の限界を乗り越えるために、両大戦間期のドイツにおいて、つまりワイマル末期における議会の機能麻痺、ナチ党の大躍進、そして「経済国家」化などの政治経済的な状況のなかで、ドイツ新自由主義が胎動してくる³²⁾。このドイツ新自由主義は、ナチ体制下ではA.リュストウやW.レ

32) ドイツ新自由主義の端緒は、1932年に象徴的な形で見出される。それは、ナチ党が第一党となった2ヶ月後の1932年9月に開催されたドイツ社会政策学会のドレスデン大会でのA.リュストウの報告（「自由な経済—強い国家」）である。小野は、この報告と、同年に出たW.オイケンの「国家の構造変化と資本主義の危機」論文とを合わせて、ドイツ新自由主義の創立宣言と見なしている（小野清美「ドイツ新自由主義の誕生とワイマル末期の政治」『ゲシヒテ』第1号、2008年、18頁）。

ブケなどが亡命を強いられ、国内に留まったW.オイケンらがナチスに生命を脅かされつつ研究会を続けていたが、第二次世界大戦後の占領下においては、政治の表舞台に登場し、戦後の「秩序」構想に大きな役割を果たした。

フーコーは1979年講義において、このドイツの新自由主義的合理性を主要なテーマとして考察した。さらに彼は、この講義において、この「ドイツ的モデル」の伝播という観点から、フランスの経済政策における新自由主義的政策の導入の検討や、アメリカにおける人的資本理論（教育、家族）や犯罪性の分析について考察した³³⁾。彼が、主要なテーマとしてドイツの新自由主義的合理性（「ドイツ的モデル」）を取り扱ったのは、それが「私たちの現存性の一部をなし、それを構造化している」からであり、私たちの社会メカニズムの一般的特徴を考察する上で欠くことのできない理論的モデルを提起しているからである。

フーコーは、ドイツ新自由主義を代表するオールド自由主義ordolibéralisme（フライブルク学派が中心）³⁴⁾のいくつものテキストを横断しつつ、新自由主

33) フーコーは、このドイツ的モデルとアメリカ新自由主義との間の関係について、ドイツ的モデルの伝達役となったF.A.ハイエクらの果たした役割を研究する必要があると述べている。また雨宮は、この関係について次のように述べている。「オールド自由主義とアメリカの新自由主義との、そのロジックにおいて地続きの関係など、フーコーの思考は根底的であり、間然する所がない」（雨宮彦彰・J.シュトレープ『管理された市場経済の生成——介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社、2009年、43頁）。

34) 「オールド」とはラテン語で秩序を指し、フライブルク学派の機関誌（『オールド——経済と社会の秩序のための年報』）の名前にも採用されているように、ドイツ新自由主義にとって、考え方の中心を構成する概念（理念）である。オイケンによると、秩序とは「人間と事物との本質に一致する秩序、すなわちそこに基準と均衡とが存在する秩序のことである」（W.オイケン（大野忠男訳）『経済政策原理』勁草書房、1967年、504-5頁）。この概念は、A.アウグスティヌスを出自とし、今日までヨーロッパにおいて受け継がれてきた遺産である。この概念は理念であり、それ故にそれは「不公正な既成秩序」や「具体的な状況の不条理」に対してこそ、大きな役割を果たす。「今日この理念は、工業化した経済のために、そこに欠けている経済、社会、法律および、国家の、機能的で人間にふさわしい秩序を見出そうとする痛切な必要に直面して、ふたたび生き返っている」（同上、505頁）。このように、この秩序概念は、レッセフェール自由主義のように実際に機能している自由がその結果として秩序を生み出すのではなく、秩序（「秩序政策」）の結果として自由が生まれるという考え方を含意しているのである。

義的合理性を自分なりに構成しようと試みた。彼がそこで着目するのが「競争構造structure concurrentielle」である。結論を先取りすれば、彼はこの競争構造こそが真理を形成すると考えた。競争構造とは、もちろん「自然的」メカニズム（交換メカニズム）のことではない。自由主義的合理性には、市場のメカニズムを「一種の自然の所与」、言い換えれば「自然発生的に産出されるもの」として考える「自然主義的素朴さ」があった。もちろん、19世紀末以降の自由主義的合理性においては競争が市場の原理としてみなされるようになるが、それは自由放任の枠組においてであった。新自由主義的合理性が重視する競争構造は、自然の所与でもなければ、自由放任でもない。それは「一つの内的論理をもち、それはそれ固有の構造をもっている」³⁵⁾。つまり競争構造は、政治的かつ文化的に構築されたものである。したがって、競争は、「念入りにかつ人為的に整備されたいくつかの条件のもとではじめて」³⁶⁾機能することになる³⁷⁾。このように新自由主義的合理性は、真理を形成するものとして、それ固有の競争構造を自らの内部に位置づけることによって、市場の原理を、交換（等価性）から競争（不平等）へと転移させたのである。

この競争構造は、真理の一つの形態である価格を形成するとともに、それによって統治実践を規則づける。フーコーは、この真理の形成について次の

35) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique*, op.cit., p.124 (148頁)

36) *Ibid.*

37) フーコーは、この経済プロセス（競争メカニズム）を「規則régliéesづけられた諸活動の総体」として理解している。「その諸規則、それは、社会的ハビトゥス habitus socialであるかもしれないし、宗教的な掟であるかもしれないし、倫理であるかもしれないし、同業組合的な規則であるかもしれないし、それはまた法律であるかもしれない」(*ibid.*, pp.168-9 (201-2頁))。オールド自由主義は、特に、新自由主義的合理性において法の機能を重視しており、それについてフーコーは「法的なものは、経済的なものに形式を与える」(*ibid.*, p.168 (201頁))と述べている。つまり、法的なものは、経済プロセスに「計画化」、すなわち「明確でかつ規定された経済的目的」を与えるのではなく、「形式的な諸原則」を導入しなければならない（ドイツの伝統で言うところの「法治国家Rechtsstaat」の原則）。したがって、経済プロセスは「一つのゲーム」でなければならないし、また何よりも「国家は経済プロセスに目をつぶらなければならない」(*ibid.*, p.178 (213頁))。

ように述べている。

オールド自由主義者たちは、この古典的な考え方（市場の本質的なものが自由放任に基づいた19世紀的な競争であり不平等であるという考え方——引用者挿入）を再び取りあげ直し、また競争、しかも競争だけが経済的合理性を保証するという原理を再び取りあげ直すのです。競争は、何によって経済的合理性を保証するのでしょうか。それは、充実しかつ完全な競争が存在する限りで、経済的な規模を測定し、したがって選択を規則づけることを可能にする価格形成によってであります。³⁸⁾

だから、最適な真理（価格）を形成するためには、何よりも競争メカニズムを十分に機能させることである。このように形成された真理基準こそが、統治を規則づけるとともに、経済的合理性を保証することになる。したがって、真理は、もはや自然性によって形式化された「自由」のメカニズムから産出されるのではなく、競争構造によって形式化された「自由」のメカニズムから産出されるのである。

さらにフーコーは、新自由主義的合理性の決定的に重要な特徴を提示する。それは、市場の原理としての競争構造が、統治を規則づけるだけでなく、社会をも形式化formalisationするということである。つまりそれは、市場における競争形式が、社会に拡張されるということである。この競争形式がどこまで拡張されるのかを知ることが、現在の新自由主義的合理性において賭けられていることである。この競争形式の社会への拡張に関して、伝統的な自由主義的合理性との間には「絶対的に重要な変容」がある。一方の、伝統的な自由主義的合理性における問題は、前節で述べたベンサム「なすべきこととなすべからざることの分割」に象徴されているように、「介入しうる領域と介入しえない領域の間」に分割を打ち立て、市場空間におい

38) *Ibid.*, p.122 (146頁)

て経済を自由なままにしておくことであった。これに対して他方の、新自由主義的合理性における問題は、このような分割を打ち立てることではなく、言い換えれば「触れることができないものと触れることを許されている別のものがあるかどうかを知るのではなく」³⁹⁾、市場における競争形式を社会に拡張することによって、社会の組織を形式化することである。このように競争形式を社会へと拡張することが、新自由主義的合理性の決定的に重要な特徴を構成することになる。したがって、現在の新自由主義的合理性は、伝統的な自由主義的合理性の「回帰」でもなければ、その「再活性化」でもない。

この競争形式の社会への拡張は、もちろん市場の自律的な機能によって行われるわけではない。それは統治実践によって行われる。統治実践は、市場に介入するのではなく、社会に介入することになる。フーコーは「統治の介入の適用地点」について次のように述べている。

新自由主義、新自由主義的統治はまた、——このことこそが、新自由主義を、いわゆる厚生政策、あるいは[20年代から60年代にかけて]知られていたようなものと区別します——社会に対する市場の破壊的諸効果を修正する必要はありません。新自由主義的統治は、社会と経済のプロセスとの間に、いわば、対位法または障壁を構成する必要はありません。新自由主義的統治は、社会そのものに対して、その骨組みやその厚みのなかに介入しなければなりません。新自由主義的統治は、結局のところ、競争的メカニズムが、各々の瞬間に、また社会の厚みの各々の地点において、調整者の役割を演じるために、社会に対して介入しなければならないのです——しかもこのことにおいてこそ、この介入は、その目標、すなわち一般的な市場調整者を社会に対して構成するという目標を可能にすることになるのです。⁴⁰⁾

39) *Ibid.*, p.139 (166頁)

40) *Ibid.*, p.151 (179-80頁)

このように、新自由主義的な統治実践は、競争メカニズムが市場の調整を保証するためだけではなく、このメカニズムが社会のさまざまな地点において一般的な調整者の役割を果たしうるために、社会に積極的に介入することになる。このような統治は、重農主義における「経済的統治gouvernement économique」としてではなく、まさに「社会への統治gouvernement de société」として特徴づけることができる。この社会への統治は、「市場にもとづいて調整régulée⁴¹⁾された社会」を目指す。この社会とは、商業社会ではなく、「競争的ダイナミクスに従属した社会」、つまり「企業モデルに従った社会」、いわゆる「企業社会」を指す。さらに、このような社会を担う主体は、新自由主義的合理性において、「交換する人間」としてのホモ・エコノミクスではなく、「企業と生産の人間」としてのホモ・エコノミクスとして構成される。この主体モデルは「企業」形式（「供給と需要モデル、投資—コスト—利益のモデル」）をモデルとした人間を指す。したがって、このように「『企業』形式を一般化すること」は、社会領域全体を経済化しようとする経済化政策を指し、まさにこのことこそが、新自由主義的合理性において賭けられているのである。

フーコーはまた、この「『企業』形式の一般化」をオールド自由主義者が考える社会政策のなかに見出している。彼は社会政策の任務について次のように述べている。

統治の任務は、一つの社会を組織することであり、市場の壊れやすいメカニズム、つまりこの壊れやすい競争メカニズムが、完全に、かつそれ固有の構造に従って、作用しうるような、オイケン、レプケ、そしてミュラー＝アルマックなどがそう呼ぶところの社会政策Gesellschaftspolitikを

41) フーコーは、1979年講義において<<régler>>と<<réguler>>とを使い分けているが、この使い分けが、語の使用における慣例上によるものなのか、内容上によるものなのかについては今後の課題である。

実施することでありました。それゆえ、社会政策は、市場の構成へと向けられた社会政策でした。それは、社会的プロセスの内部に、市場メカニズムの場所を設けるために、その社会的プロセスを引き受け、それを考慮しなければならぬ政策なのです。⁴²⁾

このように新自由主義的合理性における社会政策は、「壊れやすい競争メカニズム」を十分に機能させるための一つの介入方式である⁴³⁾。この社会政策は、厚生経済学が提示する「各々の消費財へのアクセスにおける相対的な均等化を目標として定める政策」⁴⁴⁾ではなく、差異や不平等の効果を通じて、価格メカニズムを健全に働かせようとする政策である。すなわち、この社会政策は、「競争メカニズムすべてに固有のもの」である「差異の作用」を働かせるままにすることで、その「諸々の揺れ動き」を通じて、価格メカニズムを機能させつつ、社会を調整していこうとする政策である。だから、新自由主義的な「社会政策は、逆に、不平等を作用させるままにしておかなければならない」⁴⁵⁾。また、差異の作用を働かせるままにするこの社会政策は、もちろん「消費と所得の社会化」ではなく、「民営化」をその道具として構成する。つまり社会政策は、もはや社会全体に対して諸個人の生存のリスクを守るように要請することはせず、諸個人が自らのリスクを引き受けられるような政策を実施しようとする（「社会政策の個人化」）。すなわち、これは、リスクに対する社会保障を個人保険に置き換えることを意味する。このような新自由主義的な社会政策が要請する主体モデルこそが、「企業」形式である。このように、新自由主義的な社会政策は、消費財へのアクセス

42) *Ibid.*, p.246 (296頁)

43) フーコーは、新自由主義的統治の介入の仕方、つまり「統治スタイル」について、もちろん社会政策以外にも考察してる。例えば、反独占のための制度的枠組の構築や、「市場の存在諸条件」、つまりオールド自由主義者がそう呼ぶところの「枠組」の構築とそれに対する恒常的な配慮（「秩序政策」）などである。

44) *Ibid.*, p.147 (175頁)

45) *Ibid.*, p.148 (176頁)

における均等化を目指すためではなく、「壊れやすい競争メカニズム」を十分に機能させるために、実施されるのである。

これまで考察してきたように、新自由主義的合理性において、真理は、競争メカニズムという動態のなかから形成される。この競争メカニズムは、もはや「自然的」メカニズムにはもとづかない。これは、人為的にかつ積極的に構築される。しかもこの競争メカニズムは、統治の介入を通じて、社会に拡張していくとともに、「社会の最も細かい粒においてまで」、企業モデルに従った主体化を要請することになる。つまり、競争メカニズムは、私たちの社会の深部にまで浸食し、諸個人の「自由」な活動を形式化しようとする。このように、新自由主義的な統治実践は、競争メカニズムを充分にかつ健全に働かせることによって、体制にとっての最適な真理を産出しようとするのである。

おわりに——「真理の政治学」の新たな展開に向けて

本稿では、1970年代におけるフーコー権力論の転換を考察してきた。この転換を捉えるための鍵は、「真理の形成」であった。真理は、新自由主義的合理性においては、規律主義的合理性のように統治機能の出発点に真理モデル（規範モデル）として位置づけられるのではなく、競争メカニズムによって形式化された「自由」のメカニズムという動態から形成される。この真理こそが、統治を規則づけ、測定・評価することになる。したがって、新自由主義的な統治実践は、自由を制限するのではなく、自らの領域内部に「自由」を統合しつつ、この「自由」のメカニズムを十分に機能させることによって、体制にとっての最適な真理を形成しようとするのである。

フーコーは、このように「真理の政治学」を展開した。これは、闘争や対決によって産出された真理の機能についての分析を指している。すなわち彼は、新自由主義的合理性を保証しうる真理の形成と機能を解明しようと試みることで、新たな政治的合理性の可能性を模索しているのである。新自由主

義的統治が競争形式を社会に拡張する限りで、「社会」が一つの重大な政治的賭金になるであろう。また、真理を産出する「社会（社会的なもの）」の形成や、それが競争構造による破壊的諸効果をどこまで調整しうるのかということが、政治的な最重要課題の一つになるであろう。その具体的形態は、新自由主義的合理性とは逆に、1970年代以降の経済のグローバル化に対応するような、個人保険から社会保険（強制保険）への置き換え、さらには政府主導ではなく、政府を含めた各社会層の代表によって共同に運営されるような社会保険を通じた連帯メカニズムの構築であるかもしれない。今日の私たちに賭けられているものは、新たな「自由」のメカニズムとそれを機能させる政治的合理性を構築することであると言える。

The Transformation of Foucault's Theory of Power
in the 1970s :
The "Formation of Truth" in the Neoliberal Rationality

FUJITA Hirofumi

This paper aims to characterize the neoliberal rationality that Michel Foucault (1926–84) posed in his 1979 lectures, *Naissance de la biopolitique*, at the Collège de France, through analyzing the transformation of his theory of power in the 1970s. The key concept to grasp this transformation is a "formation of truth". To attain this aim, the following three issues have to be examined using Foucault's logic.

First, this paper clarifies that the governmental practices are regulated by a truth (a norm: a "normal price" and an average considered as optimal). This truth which makes a division between the normal and the abnormal is formed by the rational behavior of those who are governed. It was this conception that constituted his new theory of power which he developed in 1978 and 1979 lectures at the Collège de France.

Second, this paper specifies that the truth is formed by the "natural mechanism (the spontaneous mechanism)" which function in the market from the eighteenth century. This mechanism functions as a "laissez-faire". This truth formed by the natural mechanism assures liberal rationality.

Finally, this paper specifies that the truth is formed by the "competitive structure" which has an internal logic. This truth assures neoliberal rationality. This structure extends the competitive forms over the "society" (a "government of society"). In other words, neoliberal government produces a "society subject to the dynamic of competition".

By examining these points, I would like to demonstrate that the "formation of truth" is the most important concept to grasp the

transformation of Foucault's theory of power in the 1970s and to comprehend the neoliberal rationality.

Keywords : neoliberalism, liberalism, truth, competitive structure,
natural mechanism